

◎高知市入札・契約制度基本方針推進計画

令和2年4月

高知市契約課

## I 計画策定について

高知市では、平成 22 年 11 月に外部有識者による高知市入札・契約制度検討委員会から「高知市入札・契約制度基本指針(提言書)」が市長に提出されたことを受け、この提言をもとに、平成 23 年 3 月に「高知市入札・契約制度基本方針」(以下「基本方針」という。)及び「推進計画」を策定し、5 年間の計画として、これらに基づき、入札・契約制度の見直しを行ってきた。また、この「推進計画」には、雇用環境の安定や社会貢献度の高い企業への発注など、本市の公共調達理念を宣言した「(仮称)高知市公共調達基本条例」の制定について、盛り込まれており、その後、「高知市公共調達基本条例」が策定され、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。

平成 26 年 9 月市議会定例会において、議員提案により、高知市公共調達基本条例が一部改正され、いわゆ

る公契約条例として、労働報酬下限額の支払義務等を盛り込んだものとなり、平成 27 年 10 月 1 日に施行された。

平成 28 年 4 月には、「基本方針」及び「推進計画」の 1 回目の改定を行い、令和 2 年 3 月までの 4 年間の計画として「基本方針」及び「推進計画」を策定し、これらに基づいて、引き続き入札・契約制度の見直しを行ってきた。

このたび、これまでの一定の見直しの成果や新たに検討すべき具体的な項目を盛り込み、「推進計画」の改定を行うこととした。

今後は、この「推進計画」に沿って、入札・契約制度の見直しに取り組んでいく。

## II 計画期間

本計画の期間は、2020(令和 2)年度から 2024(令和 6)年度までの 5 か年とする。

## III 構成

計画の構成は、基本方針に掲げた「基本目標」を重点目標とした上で、「個別目標」を掲げ、それぞれの「個別目標」に対して、「現状」、「施策」、「工程」、「主な部署」を説明するものとなっている。

#### IV 個別目標一覧

基本目標	1 公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立
------	--------------------------

- (1) 一般競争入札の拡大
- (2) 特命随意契約の適正な運用
- (3) 建築・設備工事における予定価格事前公表の取りやめ
- (4) 低入札価格調査制度の対象工事の拡大
- (5) 入札・契約事務の電子化
- (6) 契約情報の公表

基本目標	2 公共調達における社会的価値の実現，品質と適正な履行の確保
------	--------------------------------

- (1) 総合評価落札方式・プロポーザル方式など価格以外の評価による調達の推進
- (2) 業務委託における予定価格及び最低制限価格の適正な設定
- (3) 履行検収体制の充実

基本目標	3 地域経済の活性化と雇用環境の安定の確立
------	-----------------------

- (1) 地元優先発注と競争性の確保の両立
- (2) 社会的貢献度の高い企業への発注
- (3) 雇用環境安定への具体的施策の実施

V 個別目標に対する施策等

基本目標	1 公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立
------	--------------------------

個別目標	<p>(1) 一般競争入札の拡大</p> <p>競争性を向上させ、契約手続の透明性の確保と不正行為の排除を図るため、一般競争入札を適用する契約の範囲を拡大する。</p>																																		
現状	<p>建設工事・建設コンサルタント業務      予定価格 500 万円以上</p> <p>物品購入・業務委託等                      一部の契約で実施</p>																																		
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事については、令和元年度から予定価格 500 万円以上に拡大したところであるが、今後の運用状況を見ながら、地区別・ランク別・業者別の受注状況等の分析・課題整理を行い、予定価格が130万円以上の建設工事へ拡大する。</li> <li>建設コンサルタント業者は小規模な業者が多いことから、他自治体の状況を参考にしながら、予定価格が100万円以上の建設コンサルタント業務へ拡大する。</li> <li>物品購入・業務委託等については、事務手続等を定める実施要領を策定する。</li> <li>土木一式工事については、地元企業の受注機会を高めるため、市内での地区範囲の見直しを行う。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指名競争入札に比べて入札手続に要する期間が長くなることから、より計画的な事務執行が必要である。</li> <li>公告の作成や電子入札システムの操作等入札手続が煩雑となる。</li> </ul>																																		
工程	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">令和2年度</th> <th style="text-align: center;">3年度</th> <th style="text-align: center;">4年度</th> <th style="text-align: center;">5年度</th> <th style="text-align: center;">6年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事請負契約</td> <td style="text-align: center;">● 検討</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">準備</td> <td style="text-align: center;">● 実施</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント業務</td> <td style="text-align: center;">● 検討</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">準備</td> <td style="text-align: center;">● 実施</td> </tr> <tr> <td>実施要領の策定（物品購入・業務委託等）</td> <td style="text-align: center;">● 検討</td> <td style="text-align: center;">● 実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木一式工事の地区範囲の見直し</td> <td style="text-align: center;">● 検討</td> <td style="text-align: center;">● 試行</td> <td style="text-align: center;">● 実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降	工事請負契約	● 検討			準備	● 実施	建設コンサルタント業務	● 検討			準備	● 実施	実施要領の策定（物品購入・業務委託等）	● 検討	● 実施				土木一式工事の地区範囲の見直し	● 検討	● 試行	● 実施		
内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降																														
工事請負契約	● 検討			準備	● 実施																														
建設コンサルタント業務	● 検討			準備	● 実施																														
実施要領の策定（物品購入・業務委託等）	● 検討	● 実施																																	
土木一式工事の地区範囲の見直し	● 検討	● 試行	● 実施																																
主な部署	契約課（全庁）																																		

(注) 工程内の矢印の線について

- 計画期間内で試行、実施を行う期間
- .....▶ すでに目的を十分なレベルまで達成しているが、重要な施策であり今後も引き続き実施する施策
- ▶ 計画期間内で準備、検討を行う期間

## 個別目標

### (2) 特命随意契約の適正な運用

特命随意契約の適用については、「高知市随意契約ガイドライン」に基づく運用を徹底し、部局審査会において均一化した審査を行うことにより、適正な運用に努める。また、価格及び契約方法の的確性に関する検証・見直しを継続的に行い、適正な契約手続の確保に努める。

## 現状

特命随意契約の適用については、「高知市随意契約ガイドライン」に沿った運用及び特命随意契約部局審査会による審査を行うとともに、契約情報の公表を行っている。

## 施策

- 特命随意契約の適用については、引き続き「高知市随意契約ガイドライン」に基づき、庁内での解釈を統一し、今後の適正な事務執行に努める。
- 特命随意契約部局審査会による審査の均一化を確保するため、今後もモニタリング等の取り組みを続ける。
- 透明性を確保するため、契約締結後に契約内容や随意契約理由を引き続きホームページ等で公表する。

## 工程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
「高知市随意契約ガイドライン」に沿った運用	● 実施				▶
契約情報の公表	● 実施				▶

## 主な部署

契約課（全庁）

個別目標

(3) 建築・設備工事における予定価格事前公表の取りやめ

建設工事における予定価格事前公表の取りやめの範囲については、国交省からの取りやめ要請もうけて順次拡大しており、入札の不調・不落のリスクが高まる可能性がある工種については、今後の入札結果を検証しながら引き続き検討する。

現状

土木系工事 事後公表

建築・設備工事 一般競争＝事前公表 指名競争＝事後公表

建設以外の業務 事後公表

- 平成29年4月から土木系工事のすべてについて事後公表を実施しているが、多くが「くじ引き」となる状況が継続している。

※土木系工事とは、土木一式工事、水道施設工事、造園工事、舗装工事、橋梁塗装工事、道路照明設置工事等の高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事

施策

- 公表時期については、今後の入札結果を検証しながら、引き続き検討する。

(課題)

建築・設備工事の一般競争入札は、事後公表とすることで、入札の不調・不落のリスクがさらに高まる可能性がある。

工程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
入札における公表時期の見直し (建築・設備工事の一般競争入札)	●----- 事後公表 の検討	-----	-----	-----	----->

主な部署

契約課 技術監理課 工事所管課

## 個別目標

### (4) 低入札価格調査制度の対象工事の拡大

ダンピングによる受注排除の実効性を高める観点から、総合評価落札方式により発注する工事にのみ低入札価格調査制度を導入してきたが、一般競争入札の一部にも拡大することにより、低価格で適正な施工の工事を確保していく。

## 現状

「高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領」に基づき、総合評価落札方式により請負契約を締結しようとする建設工事を対象に制度運用している。

## 施策

- ・ 入札価格が調査基準価格以下の場合に、適正な施工の可否等を調査する低入札価格調査制度を、一般競争入札の一部にも拡大していく。
- ・ 既に導入している先進自治体の実施状況について、幅広く調査・研究を行う。

### (課題)

低入札価格調査制度の対象を拡大することにより、事務量が増加する。

## 工程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
低入札価格調査制度の適用拡大	●----- 検討	-----▶	●----- 試行	----- 実施	-----▶

## 主な部署

契約課 技術監理課 工事所管課

個別目標

(5) 入札・契約事務の電子化

透明性の高い入札・契約制度の確立や入札参加者の負担軽減を図るため、入札・契約事務の電子化を推進していく。

現状

- ・ 予定価格 500 万円以上のすべての建設工事，建設コンサルタント業務について(一般競争入札)電子入札システムの運用を実施している。
- ・ 物品調達については，オープンカウンター方式（ホームページを利用した公開見積競争）を実施している。
- ・ 建設工事，建設コンサルタント業務については，契約管理システムを導入している。
- ・ 物品調達については，市販のデータベースソフトを利用して契約事務を行っている。
- ・ 一般競争入札においては，設計図書の閲覧をホームページで行っている。

施策

- ・ 一般競争入札の対象拡大と連動して電子入札の拡大を実施する。
- ・ オープンカウンター方式については，参加率等について検証し，引き続き業者への周知に取り組んでいく。
- ・ 令和5年度以降に予定している財務会計関連システムの再構築に合わせて，契約管理システムを物品購入及び業務委託等へ導入するための準備を行う。
- ・ 入札・契約情報のホームページへの掲載方法について，見やすさ等の研究を行う。
- ・ 建設工事及び建設コンサルタント業務の指名競争入札についても，設計図書の閲覧をホームページで行う。

(課題)

電子入札の拡大や設計図書閲覧の電子化に向けては，予算や事務量が増加することから，入札事務の効率化に向けた研究・検討も必要である。

工程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
電子入札の拡大	● 検討	.....	.....	準備	● 実施
オープンカウンター方式の周知	● 実施	.....	.....	.....	.....
契約管理システムの物品購入・業務委託等への導入	● 準備	.....	.....	● 実施	.....
設計図書閲覧の電子化 (指名競争入札)	● 検討	● 実施	.....	.....	.....

主な部署

契約課

個別目標

(6) 契約情報の公表

入札・契約手続における公平性・公正性・透明性の確保のため、契約情報の公表を行うとともに、公表手法の改善を行う。

現状

- ・ 工事契約は、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」等に基づき、契約情報の公表を行っている。
- ・ 物品購入、業務委託等は、「高知市入札又は随意契約により締結した契約情報の公表に関する要綱」に基づき、契約情報の公表を行っている。

施策

- ・ 法令や要綱に基づき、引き続き契約情報の公表を行う。
- ・ 物品調達への契約管理システムの導入に合わせて、契約情報の公表手法の改善を行う。

工程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
契約情報の公表	● 実施	----->			
契約管理システムの導入に合わせた契約情報の公表手法の改善	● 検討	----->	----->	● 実施	----->

主な部署 契約課 (全庁)

個別目標

(1) 総合評価落札方式・プロポーザル方式など価格以外の評価による調達の推進

総合評価落札方式の実施については、企業評価型を導入し、評価項目については、技術革新や環境配慮など社会情勢の変化に対応するため、評価項目の追加や見直し等を検討する。また、委託業務においては、プロポーザル方式の効果的な活用を行うとともに、制度運用について研究していく。

現状

- ・ 建設工事においては、技術力や経験の差による品質への影響が大きいと認められる工事には総合評価落札方式を適用している。
- ・ 委託業務の多様化に伴い、業者を企画提案内容の評価により選定する方式が増加しており、「プロポーザル方式契約事務の手引き」に基づき、発注を行っている。

施策

- ・ 総合評価落札方式を適用する工事は、高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領に定めているため、その対象工事の選定等については、工事所管課等と協議検討していく。
- ・ 総合評価落札方式の実施については、企業の施工能力を評価する企業評価型も導入していく。
- ・ 引き続きプロポーザル方式の効果的な活用を行うとともに、先進的な事例の収集等により、制度運用についての研究を幅広く行う。
- ・ 国・県等の状況を調査・研究し、技術革新や環境配慮など社会情勢の変化に対応するため、評価項目の追加・見直しを検討する。

(課題)

総合評価落札方式の実施に係る評価事務等の事務量が増加する。

工程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
総合評価落札方式（企業評価型）の実施	●----->● 検討	●-----> 試行	●-----> 実施		
評価項目の追加・見直し	●-----> 検討				

主な部署

契約課 技術監理課 工事所管課

個別目標

(2) 業務委託における予定価格及び最低制限価格の適正な設定

業務の品質及び適正な労働環境等の確保のための統一的な積算基準について、検証を行い、適正な積算を行うよう努める。

また、予定価格及び最低制限価格の適正な設定が行われるよう、社会情勢等に応じて、算定方法等を調査・研究していく。

現状

- ・ 庁舎等の清掃，団地下水道処理施設の運転管理，浄化槽の保守点検及び清掃，人的警備業務において，労務単価を含めた統一的な予定価格積算基準を策定するとともに，最低制限価格も積算基準により予め設定する方式をとっている。
- ・ 一部の業務（受水槽及び高架水槽清掃，プール浄化装置保守点検等）では，入札価格の下位5者の平均の8割を最低制限価格とする方式をとっている。

施策

- ・ 最低制限価格設定の対象となる契約について，樹木剪定・浚渫等の業務委託を中心に適用範囲を拡大する。
- ・ 積算基準を適用する業務について落札率等を検証し，引き続き予定価格及び最低制限価格の適正な設定に努める。
- ・ 人件費の上昇など社会情勢の変化に応じて，最低制限価格の算定率の範囲の見直しを検討する。

(課題)

- ・ 最低制限価格設定の対象となる契約範囲の拡大には，仕様書の統一，共通積算基準の策定等の制度設計を行う必要があり，事務量が増加する。
- ・ 落札価格上昇に伴う予算の確保が必要になる。

工程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
最低制限価格設定の対象となる契約の拡大	●-----▶	-----▶	●-----▶		
予定価格等の適正な設定	●-----▶				

主な部署 契約課（全庁）

個別目標

(3) 履行検収体制の充実

工事、物品購入・業務委託等ともに要綱、要領に基づき適正な検査事務を行っているが、物品購入・業務委託等については、契約の締結から履行、検査に至る全過程を通して、適正な管理、検査が実施できるよう履行検収体制の充実を図る。

現 状

- 工事及び工事に係る委託については、「高知市請負工事検査実施要綱」、「高知市土木・建築設計等委託業務検査要綱」に基づき検査事務を行っている。
- 物品購入・業務委託等については、「高知市物品購入及び業務委託等検査事務取扱要領」に基づき検収・検査事務を行っている。

施 策

- 工事及び工事に係る委託については、「高知市請負工事検査実施要綱」、「高知市土木・建築設計等委託業務検査要綱」に基づき、引き続き適正な検査事務を行う。
- 物品購入・業務委託等については、職員の経験年数等に関わらず、適正な管理、検査ができるよう、「高知市物品購入及び業務委託等検査事務取扱要領」の説明、様式を改善し、より適正な検収・検査事務を行う。

工 程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
工事等の適正な検査事務の実施	●----->				
物品購入・業務委託等の検査事務取扱要領の改善	●-----▶		●----->		
	実施		実施		
	検討				

主な部署

契約課 技術監理課 工事所管課 (全庁)

## 個別目標

## (1) 地元優先発注と競争性の確保の両立

調達においては、市内企業への優先発注を原則とするが、競争性を確保するために市外企業も含めた調達を行う場合は、本市との契約実績や、地元雇用、市税等の納税状況など、本市への貢献度を考慮する等、地域経済と雇用環境に配慮した調達に努める。

## 現状

高知市に本社を置く市内企業への優先発注を原則とし、市内企業のみでは競争性が確保できない場合に、市外企業を含んでの調達を行っている。

## 施策

- ・ 市内企業への優先発注を原則とする。
- ・ 地元雇用、市税等の納税など、本市への貢献が認められる者を加えて、競争性を確保する。
- ・ 総合評価やプロポーザル方式においては、市内企業や地域貢献への加点を行う。
- ・ 仕様書等への地元雇用、地元下請の付記について、工事所管課と検討する。

## (課題)

市内企業への優先発注の効果と市外企業が市民の雇用の場を確保している効果の両面から、ケースバイケースで判断する必要がある。

## 工程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
地元優先発注と競争性の確保	● 実施				▶
市内企業や地域貢献への加点	● 実施				▶
仕様書等への付記	● 検討				▶

## 主な部署

契約課 技術監理課 工事所管課（全庁）

## 個別目標

### (2) 社会的貢献度の高い企業への発注

入札参加資格要件や総合評価落札方式においては、環境、福祉、雇用、地域貢献などの評価を行うとともに、災害時の対応力についても評価を行うなど、社会的貢献度の高い企業への発注を推進していく。

## 現状

環境、福祉、雇用、地域貢献の分野で企業に期待する事項を、総合評価落札方式の評価項目や、工事業者の等級付けの加点要素、物件等の調達に係る入札参加者の指名基準に取り入れること等により、社会的貢献度の高い企業への発注に努めている。

## 施策

- ・ 現行の総合評価落札方式や入札参加資格における社会的貢献度について、引き続き評価を行うとともに、評価基準の拡大に向けた検討を行う。
- ・ 大規模災害時に向けて、企業と連携した地域防災力の向上が必要であり、「共助」として企業の果たす役割が重要であることから、入札参加資格における社会的貢献度の評価基準に、防災に関する項目の追加を検討する。

### (課題)

社会的貢献度については、清掃や交通安全ボランティア等の地域活動を評価できる本市独自の評価基準の確立が必要である。

## 工程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
社会的貢献度の高い企業の評価	● 実施				
社会貢献度の評価基準の拡大	● 検討				
防災に関する項目の追加	● 検討	● 実施			

## 主な部署

契約課

個別目標

(3) 雇用環境安定への具体的施策の実施

労働者の賃金水準の確保の観点からも、ダンピングの防止に向けて、適正な積算基準に基づく予定価格の算定や、最低制限価格の見直しを進めていく。また、高知市公共調達条例に基づき、特定契約制度の運用のモニタリングを継続して行うとともに、建設工事の契約を導入している労働環境等報告書の提出について、業務委託等の契約への拡大を検討する。

現状

- ・ 高知市公共調達条例に基づき、労働報酬下限額以上の賃金支払いを義務付ける特定契約制度を実施している。
- ・ 予定価格 1,000 万円以上の建設工事において、労働環境等報告書の提出を求め、労働環境等を確認している。

施策

- ・ 特定契約制度及び労働環境等報告書の運用を通じて、雇用環境安定の施策展開を図っていく。
- ・ 特定契約制度の運用状況のモニタリングを行うとともに、社会情勢及び国等の関係機関の動向を注視しながら、制度運用の拡大と改善を検討していく。
- ・ 業務委託等の契約について、社会保険の加入等、労働環境等を確認する制度の導入を検討する。
- ・ 建設工事関連の契約に関して、電子化が予定されている建設業退職金共済制度の動向に注視し、同制度の適正な運用につなげていく等、雇用環境安定に資する制度を検討する。

工程

内 容	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度以降
高知市公共調達条例（特定契約制度）の運用（モニタリング）	●-----▶				
業務委託等の契約への労働環境等を確認する制度の導入	●-----▶				
雇用環境安定に資する制度の検討	●-----▶				

主な部署

契約課（全庁）